

Ⅱ 外部評価委員の個別意見

1. 大阪府危機管理監 幸田 武史 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

事前に頂いた資料及び懇談会におけるご説明をお聞きして、大阪大学大学院法学部研究科および法学部は、明確な目標のもと着実な成果を上げていることを確認しました。今期における教職員・関係者の取り組みに敬意を表します。

3月14日の懇談会では、阪大の法学部がさらに充実発展していくための課題として、3つの問題意識のもと、中期計画のPDCA、少子化への対応、実務連携の充実強化などについて意見を述べさせて頂きました。当日の意見と重複しますが、機会を頂きましたので若干の意見を述べさせていただきます。

当日も話題の中で触れましたが、朝日新聞が昨年8月12日付けの記事で法学教育の問題を取り上げました。法科大学院ができて以降の課題として、優秀な学生が大学院に行かずに法科大学院へ進学し研究者の養成が難しくなっていること、また、法学部の人気に陰りが出てきたという内容です。

法学部が送り出してきた人材は、この委員会のメンバーを見ても分かるように、研究者、法曹、そしてリーガルマインドを必要とする社会人に大別されます。

確かに、研究者養成は大きな問題ですが、阪大に関する限り最高レベルのスタッフが揃っており研究者を志す学生にとっては、期待水準を大きく上回る環境にあると考えています。引き続き、研究者にとって法学研究科が魅力ある教育を提供できるようご尽力をお願いします。

今、議論していかなければならないのは学部のあり方だと考えています。従来から法学部では、法曹の養成に熱心に取り組んできましたが、法学部の大きな使命であった法曹の養成機能の多くが法学部から法科大学院に移行しました。

その一方で、圧倒的多数の卒業生を企業や公共的な団体・機関に送り込んでいます。これからの法学部は、こうした人材の教育にこそ、一層の力点を置いて欲しいと考えます。「潰しが効く人材の養成機関」でしかないなら法学部自体の存立が危うくなることは自明です。

実際に社会に出れば、知識よりも発想力や課題解決力が問われます。そしてそうした力の基礎になるのは問題意識を持つことです。会議でも白熱教室の話題に触れましたが、こうした思考トレーニングの機会に多く接し、課題解決能力を育むのが、法学部の役割になるのではないのでしょうか。

阪大では、「国・自治体、国際機関や民間企業などで働くことをめざし、より専門的かつ最新の知識を身につけ、実務の世界で生かしたいと考えている人」を育てる総合法政プログラムが展開されています。加えて、私たち自治体の現場の者から見れば、地域に出て、地域を変える社会企業家が多く出てくることを願っています。こうした専門職業人の養成に、阪大としてどのように貢献するか、どのような成果を上げるかが重要課題です。

さらに、少子化の影響も考えなければなりません。大阪は、全国を大きく上回るスピードで高齢化が進み、三大都市圏で最も早く日本の大都市がかつて経験したことがない人口減少社会に差し掛かっています。高校卒業生数は平成になる頃から急激に減少していますが、府の試算では、年少（15

歳未満) 人口は、2010年の117万人が2040年には67万人と、30年間で50万人減少します。

これからの時代に阪大が送り出すべき人材と、必要な資質は大学自身が説明することが重要です。会議においても、これからの大学はどのような”学生”のニーズに応えるか、また社会に対してはどんな人材を育成することを担うのか、そのための教育プログラムの特色化などの戦略が必要であると指摘をしましたが、阪大法学部もその使命、言い換えれば、阪大法学部と言うブランドをどのように築いていくか。議論が必要です。

ブランドカを磨くその第一歩は、目標の設定とPDCAです。実現が可能でかつ最も高い目標を定め、組織を上げて努力を積むこと。大学の場合は、どんな大学になりたいかをミッションとして表明する必要があります。そのうえで、PDCAによる改善を行うことが重要です。

阪大では、これまでも多様な授業科目の展開と少人数教育が充実していましたが、最近ではキャンパスを始め教育環境も、見違えるような充実ぶりです。また、フレッシュマンセミナーや法政基礎セミナーなど1、2年次生への配慮もなされるなどの取り組みがなされています。一方で、卒業論文の提出もない4年次生は授業をあまり取らない学生も多いようです。こうした現状や大学の取り組みは進路先にどのように受け止められているのでしょうか？マーケットリサーチの手法を活用して、ニーズを探ることも一つの方法です。例えば、国際公共政策学科が卒業生を出しました。この機会に、国際公共政策学科が所期の成果を達成したかどうか、しっかりと点検されることを期待します。

阪大の強みは、大阪というロケーションです。在阪の企業や自治体などにおける実務と連携を強化することで大学もメリットがあると思います。会議では府内の自治体との連携事例を数多くご紹介を頂きましたし、マッセとの連携では大きな成果を上げて頂いていることに感謝しています。今後、自治体の役割がさらに大きくなるでしょうし、なによりも自治体は日々の住民のニーズにもとづく様々な問題を取り扱っています。私が勤務している大阪府庁でも、研究や教育の素材が満載です。自治体もいろんな意味で大学に貢献ができるのではないかと考えています。

より一層の改革に向けた取り組みの参考にしていただければとの思いで意見を述べさせていただきました。大阪大学法学研究科・法学部がさらに社会的な使命に応え、発展されることを期待しています。

以 上

2. 総務省情報流通行政局郵政行政部長 鈴木 茂樹 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. 自己点検・自己評価について

自己点検・自己評価を実施しているとのことですが、評価結果の活用がまだ不十分なように思います。

中央省庁においては、人事評価制度を正式に導入・運用していて、評価の結果を給与等の処遇や人事に反映されつつあります。

大学と行政機関では、業務や人事のシステムが異なるので、国の行政機関と同様には行かないでしょうが、折角、実施する自己点検・自己評価であれば、評価結果が有効に活用され、職場及び人事の活性化を通じて研究及び教育の質の向上につながるよう、制度の運用の在り方を検討しても良いと考えます。

2. 教育目的及び人材の多様化

(1) 現在の教育目的

現状では、法学部が育てる人材の目的は、先ずは、司法試験を通過して裁判官、検察官及び弁護士といった法曹界で活躍する人材であるのは明確です。また、司法書士、弁理士等の法律事務に従事する「士業で働く人材」と言うのも、関係は明確と思います。

一方、大多数の法学部・法科大学院の卒業生が、国及び地方の行政官、企業の各部門で活躍されています。これは、法学部等での教育が「法律を理解する、解釈する、適用する、裁く」ことに重点が置かれてきたからだだと思います。これにより、法学部等で教育を受けた方は、世の中の仕組み・制度を規定している法律を良く理解し、権利義務関係をきちっと整理できるので、どこの分野に行っても物事を整理してきちんと解決策を出せるという意味で「ジェネラリスト」として受け入れられて、幅広い分野に適応して活躍していると思います。

(2) 新たな教育目的の追加

ご提案は、新たに、もう一つ、教育目的を明確化していただきたいということです。

近年、世の中の変化が大きく、早くかつ世界的になってきていて、国及び県・市町村などの自治体、また、企業・団体において法律及び政令並びに条例を制定、企業において規範を作成する機会が増えてきているように思います。この動きは今後とも、ますます加速するでしょう。

現状では、これらの立法・立案に関わる人材は、国及び自治体並びに企業の内部で育成されています。若い人の中から、適正の有りそうな者に OJT を通じて教育し、経験を通じて人材を育てているのが実態です。しかしながら、世の中の変化が大きく、早くかつ世界的になっている現状及び将来においては、OJT に限る人材育成では、必要な人材が十分には育たないことを懸念します。

そのため、変化の中で新しい事態が生じた時に、どのように法律・制度・規範を変えたら良いのか、又は、新しく法律・制度・規範を作らなければならないのか? といった発想の出来る人材、頭の訓練をされた人材を育てることも、教育の一つの目的として明確にしていきたいと考えま

す。

法政実務連携センターで実施されているように、法制局の(元)長官や(現)参事官等の実際に法律(案)の作成を審査された方達に、「法律は、こうやって作られるんだよ」といった話を伺い、かつ、演習で「理想の福祉の分野で法律をつくってごらん」、「通信や放送分野で法律をどのように変えたら更に良くなるか考えてごらん」、「自動走行自動車の出現を前提に、道路交通法をどのように改めたら社会が安全で便利になるか法律改正案を作ってごらん」及び「地方自治関連法を現状及び将来の家族構成・社会構造を前提に見直してごらん」など課題を設定して考えさせることによって、既存の法律の解釈を中心とした頭の働きとは異なる機能が発揮できる人材が育つと思います。

(3) 立法・立案的素養が必要となってくる背景

ア 一つ目は、政治主導の強まりです。国会議員が、国会に法案を出すようになってきました。特に、民主党は野党になりましたけど、野党は与党案に反対をしているだけではなく、対案を出すべきとする姿勢で、対案の提出される機会が増えました。議員は、議会法制局の助けを借りて法案を作成します。しかし、各政党や個別の議員が法案を作成するようになると、議会法政局職員や議員政策秘書及び各政党の職員達の中で、社会経済の課題を抽出して「こういう法令が必要だ」「現行法令をこのように変えないといけない」等と言った立案能力を持った人材が不可欠で、その数は飛躍的に増えないといけないと思っています。

イ 二つ目は、法律を従来のような手順で策定・改定していくのでは世の中の変化の速度に間に合わないということです。例えば、情報通信技術の分野は技術革新が早く、どんどん新しい技術・製品・サービスが出てきます。しかしながら、現在の法令・体制の元では世の中で実利用までいきません。これが、企業の国際競争に影響しているとも考えます。

例えば、ロボットに介護をやらせようとする、介護は「介護士の資格を持った人」でないと出来ない、人型ロボットは介護できないとか、ロボットお年寄を抱えて道路を通行しようと思ったら、道路交通法では「人」と「車両」とか規定していないので出来ないとか、更に、お年寄りが高速道路を逆走してしまうのを避けるために、コンピューターに判断させて自動走行車にしたらいいと思うのですが、「車は運転免許を持った人が運転する」と道交法上なっている、自動走行の車は現行法のままでは実用化できません。

世の中の課題技術で解決できる場合が沢山出てきているのですが、現行の法令に基づくとそれが実現出来ないという事態がこれからは増えてくると思います。技術の進歩を迅速に社会経済に適応させるためにも、法令の改正・立案の機会はかなり増えるでしょう。

ウ 三つ目は、地方分権の動きです。道州制が実現するなど地方分権が進んだら、地域Aと地域Bが内容の違う条例を制定するなどして、憲法に反しない範囲で地域毎に異なる複数の制度ができる可能性があります。東京と大阪では状況が全然違いますし、大都市と過疎地でも状況は全く違う訳ですから、地方自治の一環として地域独自の制度が出来えます。

従来はお国が法律を作って自治体に通達する。県が解釈通達を作って市町村に流す。解釈など分からない部分は、国に照会して、解釈を示してもらうことによって、全国一律の制度が運用されてきました。しかし、地方分権が進むと「うちはちょっと状況が違うから」として独自条例の制定という立法をすることになる。これを約 1300 の各自治体が行うようになると、自

治体の中で OJT で職員を一から育てることでは間に合わないと思いますので、その素養を相当程度備えた人材を輩出していただく必要があります。

エ 四つ目、国際連携の観点です。グローバル化の進展に伴い、国際的な制度調和が求められています。例えば、個人情報保護法制とかプライバシー法制とかインターネットのセキュリティ法制などは、欧州と米国では全然違ってきますし、日本もまた、独特のものになっています。これらを調和させるために法律的・制度的な概念を整理して、文化的・伝統的に違う部分をお互いに許容し合いながら共通項をどのように法制化・制度化して行くか、そういう議論の出来る人材が今求められています。

(4) 教育方法

法政実務連携センターで、行政の前線で立法に携わってきた方からの講義がなされているとのこと。中央・地方の行政の現場で、日々、新たな課題に直面し、その解決策として法令の立案に携わっている方、国会議員秘書・政党職員として法令の立案に関わってきた方などを講師に加えることによって、より実学としての法学教育が出来ると思います。

これに、従来からの法体系を学問として理解・探求されている教授陣が、法律的思考の基本的視点から教育をするという連携によって、より早急に社会に貢献できる人材の教育と言う目的は、達成できると考えます。

以 上

3. みずほパートナーズ法律事務所弁護士 内藤 欣也 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. はじめに

今年度初めて大阪大学法学部及び大学院法学研究科の外部評価委員に任命され、意見交換会に出席させていただいた。しかし、この意見交換会当時は、大阪弁護士会副会長の立場にあつて、我が国の法曹養成制度について、意見を求められる機会が多かったことから、大阪大学法学部・法学研究科についての個別の評価を超えて、法科大学院との対比において、法学部全体についての在り方について発言する結果となってしまった。その点で、自らに与えられた任務とは若干異なる視点において意見を述べたことを、まずもってお詫びしなければならない。

しかしながら、現在の我が国の法学部・法学研究科の評価を検討するうえにおいては、法科大学院の存在とその影響を無視することをできないことは、おそらく異論のないところである。よって、本書面においては、まず大阪大学独自の取り組みについて意見を述べたうえで、法科大学院との対比において、その取り組みの評価について意見を述べることにしたい。

2. 大阪大学法学部・法学研究科独自の取り組みについて

(1) 法政実務連携センターにおける立法論プログラム充実に向けた取り組み

経済団体との連携を視野に、従来の法解釈学を超えて、立法関係の教育・研究に着手されたことは、注目すべきである。とりわけ、元内閣法制局長官や現役の参事官等の立法実務家によるプログラムの提供は、学生にとって刺激的でかつ啓発的な内容となることは間違いのないところである。この取り組みについては、緒に就いたばかりであることから、今後どのように展開していくかはいまだ不透明の感が否めないが、この教育・研究の成果が社会に還元されていく工夫なり、システムを構築されることを期待するところである。

ただ、ぜひとも留意していただきたいのは、立法の必要性は、ある事象に対して、既存の法律の解釈では対処できないという立法事実が発生した場合に生じてくるのが一般であるから、解釈学を抜きにして論じることは不可能であるということである。特に、現在の我が国のようにほとんどの法体系が出来上がっている場合には、立法事実をどのように把握するかが極めて重要な意味を持つてくる。その意味においては、実務法曹やそのための要件事実教育を受けた者を活用するのが本来の在り方というべきかもしれない。この点において、法科大学院及びその修了者の存在を念頭において、この取組を推進するということが検討されたい。現に、重要な法律についての立法や改正の素案を検討する法制審議会には、実務法曹が多数関与しているという事実があり、また今回講義を予定していただいている元内閣法制局長官も実務法曹の一人である。既存の法解釈を離れた立法論とならないことを切に願う次第である。

(2) 学生支援室における法学部学生に対するキャリア支援活動

学生支援室において、さまざまな取り組みがなされていることは、学生にとっては極めて有益である。とりわけ、法学部1年生に対するキャリアデザインセミナー企画は、自らの将来設計をする

にあたって、相当程度に参考になっているものと推測できる。このセミナーを受講することで、漫然と学生生活を送るのではなく、将来に向かっての明確な意識を持つことが可能となる。これは、業界や企業についての研究企画についても同様であり、卒業生の約半数が実業界を志向していることに照らすと、今後も注力していくべき活動であるということが出来る。

3. 法科大学院との対比における法学部・法学研究科について

さて、実務法曹を養成するための専門職大学院として法科大学院が登場して、丸9年が経過している。その間の様々な出来事について述べることはここでの任務ではない。ここでは、法科大学院の存在を所与のものとして、法学部・法学研究科の在り方につき意見を述べたい。

ご承知のように、アメリカにおいては法律家の養成は、ロースクールにおいて行われており、法学部は存在していない。また隣国の韓国は、つい最近まで日本と同様の法曹養成制度を有していたが、ロースクール制度導入と同時に、ロースクール設置校には法学部の設置を認めないことにした。この二つの国の施策からは、法科大学院・ロースクールの存在を前提とする限り、法学部は不要であるという考え方が存在することが分かる。

一方、我が国で法科大学院制度が導入された際、法学部を設置している大学のほとんどが法科大学院を併設したという事実は、やはり法科大学院という存在の前には法学部は影が薄い、法学部だけでは不十分という感覚が存在することを如実に物語っている。このような状況において、法学部・法学研究科をどうあるべきかを検討しなければならないのであるが、残念ながら浅学菲才の当職にはいささか荷が重い。しかし誤解を恐れず（現状のカリキュラムを十分に知悉していないので）、あえて以下の通り意見を述べることをお許しいただきたい。

すなわち、法学部は法曹養成のための教育については法科大学院に一切を委ね、公務員や産業界を目指す人材の育成に特化すべきである、と。具体的には、国及び地方公共団体や企業で役に立つ法律実務の教育に注力することなどである。公務員を例に挙げると、情報開示や危機管理についての法的知識などが考えられるし、企業では、コンプライアンスや内部統制についての法的知識が挙げられる。労務管理についての法的知識は、役所や企業の実務の最前線で常に必要なものでもある。役所や会社の内部で、すなわち弁護士に依頼せずに第1次的に対応しなければならない事象は枚挙にいとまがない。これらを網羅的に取り上げ、所内や社内のスペシャリストになりうる人材を育成することが肝要ではないだろうか。もちろん、これらは基本法についてのある程度の解釈を身に着けたうえでのことであるから、学部学生にとっては、かなりの負担となることが予想される。しかし、入学直後に自らのキャリアデザインを描いた学生にとって極めて有益なカリキュラムとなり、卒業後は自らの貴重な武器となると思われるから、やり甲斐もあるものと思料する。

以上

4. 公益社団法人関西経済連合会理事 藤原 幸則 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

大阪大学の法学部、法学研究科、高等司法研究科が、わが国でも有数の教育・研究機関として高く評価される活動を展開されていることに敬意を表します。今後のさらなる活動の充実に向けて以下のコメントが何らか参考になれば幸いです。

1. グローバル人材の育成への貢献を

関西企業をはじめ日本企業は、経営・事業のグローバル化に伴い、欧米先進国から BRICs をはじめとする新興国も視野に入れた事業展開の必要性が高まっております。これまでの輸出や生産拠点の移転だけでなく、市場が国内から成長著しい海外に移っており、企業は生き残りをかけて海外シフトを強めていかねばならない状況にあります。それらを担う「グローバル人材」の活用の重要性が高まっているものの、企業の多様な海外展開ニーズに十分対応できていない状況にあります。

グローバル人材については、日本人の海外派遣者や、現地人材、日本と現地国以外の人材、あるいは、日本本社採用の元留学生など多岐にわたっており、その定義を明確にした上でグローバル人材の活用を議論することが必要であります。

関西経済連合会では、グローバル人材の定義について関係委員会におきまして議論を重ね、具体的には、次の3つの要素を併せ持つ人材を「グローバル人材」と結論づけております。

- ① 多様な文化と価値観、時代の変化への「理解力・適応力・推進力」
- ② 内外の社会の基礎的な教養に支えられた「専門能力」
- ③ 日本語・英語を含めた2か国語以上の「語学力」

なお、これら全てを併せ持つ人材だけをグローバル人材とするのではなく、それぞれを修得中の者も含めて考えられるとしております。

関西経済連合会では、こうした定義を踏まえたうえで、グローバル人材として留学生に着目し、関西への留学生の受け入れと関西企業への就職が促進されることに取り組むこととしております。このため、関西経済連合会が発起人になり、産学官による「グローバル人材活用運営協議会」を2013年6月に設置し、セミナー・交流会、インターンシップの推進・マッチング、就職相談窓口の3つの事業について、大学や行政等と協働して取り組み、留学生の関西企業への就業を支援していくこととしております。当会の中期目標（2014年度）においても、関西主要大学の留学生数を2011年度比10%増、関西企業への就職者数を30%増としており、こうした取り組みを強く推進してまいります。

大阪大学の法学部、法学研究科におかれても、海外の優秀な留学生に選ばれる大学となり、関西の産学官の支援プラットフォームの中で、関西の企業への就職が促進されることにより、関西経済界にとって必要なグローバル人材の育成に一層貢献されることを期待しております。

また、海外の大学・大学院との双方向人材交流の推進も、グローバル人材の育成にとりまして有益なものと考えます。例えば、大阪大学法学研究科の院生が海外の大学院とダブル学籍を有し、双方向で一定期間在籍することでダブルディグリーを獲得させる方策も有効と思われる。

2. 企業の自主的なコーポレートガバナンス発展に向けた研究推進を

経済活動のグローバル化の進展、少子高齢化などの社会構造や産業構造の変化の中で、企業が将来にわたって持続的に発展をしていくためには、海外も含めた多様なステークホルダーから信頼が得られるコーポレートガバナンスのあり方について絶えず検討し、必要な改善努力を積み重ねていくことが不可欠であります。

コーポレートガバナンスについては、近年、会社法や証券取引所規則での規律強化が図られてきておりますが、最近の企業不祥事事案を契機に、海外の投資家の一部では、わが国のコーポレートガバナンスへの不信感を持たれています。

コーポレートガバナンスの仕組み整備に絶対的な解は存在しません。外形的かつ一律的な法規制でなく、個々の企業の事情に基づき、具体的な仕組みの整備については、海外の投資家からの問題指摘も踏まえ、企業が株主などのステークホルダーと対話しつつ、自主的に実効性のあるものにするべく、不断の努力を行っていくことが重要であります。

こうした企業のコーポレートガバナンス発展に向けた取り組みについて、大阪大学法学研究科がコーポレートガバナンスをカリキュラムに取り入れ、産学連携により企業の実践に資する研究と成果の発信に努めてもらえれば有益と考えます。

以 上

5. 京都大学大学院法学研究科長 村中 孝史 氏

外部評価委員会の個別意見（コメント）

1. 研究面について

法学研究科は、多くのすぐれた法学・政治学研究者を擁しており、定期刊行されている阪大法学における論文発表をはじめとして、数多くの研究論文や著作を公表するとともに、外部資金の獲得も順調に行っている。

本研究科は、共同研究や国際交流に熱心に取り組んでおり、共同研究のシーズを発掘するために、毎月、ランチミーティングを開催するなど、研究者間の情報共有を図っている点は注目される。また、教員の中にはとくに国際交流に熱心な者がおり、そのような教員が核となり、強い情熱と高度な能力をもって国際交流を積極的に進めている点も注目される。国際交流に関しては、そのような核となる教員が必要となるが、他方、組織としてのバックアップがなければ進まない状況にもあるため、今後とも、組織として対応することが望まれる。とりわけ、本研究科・学部に対しては、国際的に活躍する修了生・卒業生の輩出が従前以上に強く望まれることから、こうした国際交流活動は、その基盤を形成するものとして重要である。

2. 教育面について

法学研究科は、研究者養成プログラム、綜合法政プログラム、知的財産法プログラムという3つの教育プログラムを提供しており、研究者養成にとどまらず、学部レベルよりも高度でより実践的な知識・能力を獲得したいと考える社会的ニーズに応えている。とくに知的財産法に関しては、知的財産センターが設置され、知的財産関係の諸問題に関する学内ニーズに応えるとともに、主として社会人を対象とした特別コースを大阪市内で提供するなど、知的財産に関する教育ニーズに応えている。

学部においては、学生数が少ないこともあり、充実した少人数教育が実現できている。また、2007年からは、大阪大学グローバルリーダーシップ・プログラムとして、実務界で活躍するOBによる連続講義が開催されている。この運営は、大学院及び学部の学生が自主的に行っている点も注目される。

3. 研究者養成について

ほとんどすべての法学研究科に妥当することであるが、本研究科においても、法科大学院（高等司法研究科）設置後、法学研究者を志望する者が減少するとの事態に直面している。法科大学院は実務家の養成を主たる任務とするため、研究者養成は法学研究科で行う必要があるが、今まで以上に、研究者志望の院生を支援する体制を整えなければ、法学研究者の確保が困難となるであろう。もっとも、これは各大学で行うには限界があり、社会秩序の維持が国家の最大の責務であることを認識し、それを人材養成の点で担う法学部・法科大学院・法学研究科に対して、国が全面的な支援を行うことが必要である。

4. 法学部のカリキュラム

法科大学院制度発足後、法学部の存在意義があらためて問われている。このことも、本学部に限らず、我が国のすべての法学部に妥当する問題である。また、本学部の場合、法学科と国際公共政策学科が設置されており、国際公共政策学科は、公務員を有力な出口としているものの、必ずしも公務員になる者が多くはない、という問題も指摘されている。従来、法学部卒業生の進路は、法曹、公務員、民間企業と幅が広く、それらに共通する教育内容を体系化することは必ずしも容易ではなく、主として司法試験と公務員試験の内容に対応したカリキュラムが組み込まれてきた。しかし、法科大学院設置後は、司法試験への対応は法科大学院の問題となったため、カリキュラムにおいても司法試験科目の意義を再検討する必要性が生じている。さらに言うならば、幅広い分野に進路を見いだす法学部生ではあるが、彼らが法学部卒業生として他に比して優位性を主張できる力を明確にし、そのためのカリキュラム編成を検討することが求められているのではなかろうか。

以 上